c　令和２年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により平成29年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により平成29年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１(2)に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7‖　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

(B／A)×2.97＋(C／A)×0.18

［略］

［削る］

c　平成31年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により平成29年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により平成29年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１(2)に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

8‖　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

(B／A)×2.87＋(C／A)×0.22

［同左］

9‖　市町村の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

0.9723＋0.0277×［0.5×｛(A＋B)＋1｝＋0.5×C］

(A＋B)＋1が2.700を超えるときは2.700とし、0.000に満たないときは0.000（ただし、算式の符号Bの算式の符号aが96.6以上のときは、(A＋B)＋1が1.000に満たないときであつても、(A＋B)＋1は1.000とする。）とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が1.700を超えるときは1.700とする。）

算式

(a－((b＋c＋d)／3))×0.5

(b＋c＋d)／3に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　前々年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の第６表「市町村税の徴収実績」の表側「1　法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数から同表の表側「1　法定普通税」、表頭「収入済額　Gのうち標準税率超過収入済額」欄の数を控除した数をいう。）と法定目的税収入済額（同表の表側「1　法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数から同表の表側「1　法定目的税」、